第31回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事　業　報　告

５．業務の適正を確保するための体制

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

個　別　注　記　表

（　2018年４月１日から
　2019年３月31日まで　）

東京日産コンピュータシステム株式会社

報告事項の「５．業務の適正を確保するための体制」

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置する。

② コンプライアンス委員を任命し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

③ 役員及び社員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。

④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定する。社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行うこととする。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、総務・ＩＲ部では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、それに準拠した管理体制の整備を図る。

また、当社を取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応を行うとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

コンプライアンス委員会に予防的リスクマネジメントの役割を持たせる。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。

③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加えグループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規則を整備する。

② グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

③ 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務のサポートをする。

また、当該使用人の人事異動・評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

また、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が定期的に役員及び社員から職務執行の状況に応じて、報告を受けることができる体制を整備する。報告・情報提供としての主なものは、下記のとおりとする。

・当社の重要な会計方針、基準及びその変更
・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じ、コンプライアンス規程と内部通報制度を役員及び社員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われていることを確保するため、監査・経理・総務等の関連部門が監査役の業務の補助をする。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

報告事項の「６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

当社は、上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」を整備しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を 12 回開催し、重要事項や業績報告及びその対策について十分に議論して意思決定をしております。監査役は取締役会の意思決定に対し、経営、法律、財務・会計に関するそれぞれの専門性に基づく中立的な監視を実施しており、経営の監視体制が十分に機能していると判断しております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を 13 回開催し、取締役会に出席するほか、稟議書等の重要文書を閲覧する等により、監査の実効性を確保しております。また、代表取締役や業務執行取締役及び会計監査人との定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、監査室との連携を図り、実効性のある監査の実施に努めております。

(3) コンプライアンス及びリスクの管理について

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程を制定し企業倫理の実践を図るためコンプライアンス委員会を設置、内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。また、役員及び社員に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。リスク管理については、リスク管理規程を制定し、経営リスクに直面したときの対応について、対策本部の設置、業務、責務等を定めております。

(4) 財務報告の信頼性を確保する取組について

財務報告の信頼性を確保するための体制について「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定しており、この方針に基づき当社の監査室が内部統制システム全般の整備・運用状況ついて有効性の評価を実施しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によっております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕掛品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　３～15年
工具、器具及び備品　３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法によっております。
なお、収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実と認められる期間(３～５年)、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

(3) 長期前払費用 …… 均等償却によっております。
なお、主な償却期間は３年であります。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ソフトウェアの受託開発契約に係る売上高及び売上原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受託開発契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の受託開発契約については工事完成基準を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	34,674千円
(2) 短期金銭債務	40千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　582,806千円

３．期末日満期手形

当期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が、金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

電子記録債権	5,419千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との間の取引高

営業取引

① 売 上 高	375,381千円
② 売上原価	37,637千円
③ 販売費及び一般管理費	320千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	6,300,000株

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	27,515株

（注）普通株式の自己株式の増加は、株式分割による増加、2018年５月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得によるものであります。

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

2018年６月15日開催の第30回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額	109,597千円
・１株当たり配当額	87円
・基準日	2018年３月31日
・効力発生日	2018年６月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年６月14日開催の第31回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額	119,177千円
・配当の原資	利益剰余金
・１株当たり配当額	19円
・基準日	2019年３月31日
・効力発生日	2019年６月17日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に短期的な運転資金の調達によるもので、月内に借入を行い、月末までには返済を行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に関しては、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、2019年３月31日現在、借入金残高はありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)を参照ください。)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,178,209	1,178,209	―
(2) 電子記録債権	37,347	37,347	―
(3) 売掛金	2,215,558	2,215,531	△26
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	89,837	89,837	―
資産計	3,520,952	3,520,926	△26
(1) 買掛金	1,067,009	1,067,009	―
(2) 未払金	21,276	21,276	―
(3) 未払費用	100,884	100,884	―
(4) 未払法人税等	110,125	110,125	―
負債計	1,299,296	1,299,296	―

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	87,921	39,919	48,001
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,915	2,144	△ 228
合計		89,837	42,063	47,773

負債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3) 未払費用、並びに(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年３月31日
非上場株式	4,000

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超
現金及び預金	1,178,209	―	―
電子記録債権	37,347	―	―
売掛金	2,200,157	15,400	―
合計	3,415,715	15,400	―

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金	28,513千円
未払事業税	7,615千円
退職給付引当金	93,613千円
貸倒引当金	6,755千円
その他	17,428千円
小　計	153,926千円
評価性引当額	△ 12,210千円
繰延税金負債との相殺	△ 14,628千円
繰延税金資産合計	127,087千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 14,628千円
繰延税金資産との相殺	14,628千円
繰延税金負債合計	―千円

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　481円80銭

２．１株当たり当期純利益　61円08銭

当社は、2018年３月９日開催の取締役会決議に基づき、2018年５月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（その他の注記）

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。